VI　税　制

１．　市税一覧

凡例　　法……地方税法　　例……市税条例

税目	種別	納税義務者
市民税	個人	・1月1日現在、市内に住所を有するもので、前年（1月1日から12月31日まで）に所得があったもの（均等割と所得割） ・1月1日現在、市内に事務所、事業所又は家屋敷を有するもので市内に住所のないもの（均等割） （例第13条、第31条：法第294条、第318条） ・普通徴収 特別徴収以外のもの （例第32条、第44条、第44条の6：法第319条、第321条の7、第321条の7の10） ・給与からの特別徴収 事業所において、前年中に給与の支払を受けたもので、4月1日現在給与の支払を受けているもの （例第37条：法第321条の3） ・公的年金等からの特別徴収 前年中に公的年金等の支払を受けたもので、4月1日現在公的年金等の支払を受けている65歳以上のもの （例第44条の2：法第321条の7の2）

課税標準及び税率	申告期限	納期
・ 均等割額 （例第17条:法第310条） 標準税率 3,000円 （例附則第30条: 東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律） ・ 所得割額 （例第22条:法第314条の3） 標準税率 …… $\frac{6}{100}$ ※本市の適用税率＝標準税率	・ 市民税の申告 （例第28条、第29条 :法第317条の2、 第317条の3） 3月15日 ・ 給与支払報告書等の提出 （例第28条 :法第317条の6） 1月31日	・ 普通徴収 （例第33条 :法第320条） 第1期 6月1日～6月末日 第2期 8月1日～8月末日 第3期 10月1日～10月末日 第4期 12月1日～12月28日 ・ 給与からの特別徴収 （例第39条 :法第321条の5） 年12回 （6月から翌年の5月までの徴収した月の翌月10日） ・ 公的年金等からの特別徴収 （例第44条の4 :法第321条の7の6） 年6回 （10月から翌年の9月までの徴収した月の翌月10日）

税　　目	種別	納　税　義　務　者
市　民　税	法　人	・ 市内に事務所又は事業所を有する法人 又は、法人でない社団等で、収益事業を行うもの （均等割と法人税割） ・ 市内に寮、宿泊所、クラブ、その他これらに類する施設を有する法人で、市内に事務所、事業所のない法人 （均等割） ・ 市内に事務所又は事業所を有する公益法人等で、収益事業を行わないもの （均等割） ・ 市内に事務所又は事業所を有する法人課税信託の受託者 （法人税割） （例第13条:法第294条）

<table>
<tr><th>課 税 標 準 及 び 税 率</th><th>申告期限</th><th>納期</th></tr>
<tr>
<td>

・ 均等割
（例第17条:法第312条）
（単位:千円）

<table>
<tr><th colspan="2">区分</th><th rowspan="2">標準税率</th><th rowspan="2">制限税率</th></tr>
<tr><th>資本金等の額</th><th>従業者数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">50億円超</td><td>50 人 超</td><td>3,000</td><td>3,600</td></tr>
<tr><td>50人以下</td><td>410</td><td>492</td></tr>
<tr><td rowspan="2">50億円以下
10 億 円 超</td><td>50 人 超</td><td>1,750</td><td>2,100</td></tr>
<tr><td>50人以下</td><td>410</td><td>492</td></tr>
<tr><td rowspan="2">10億円以下
1 億 円 超</td><td>50 人 超</td><td>400</td><td>480</td></tr>
<tr><td>50人以下</td><td>160</td><td>192</td></tr>
<tr><td rowspan="2">1億円以下
1千万円超</td><td>50 人 超</td><td>150</td><td>180</td></tr>
<tr><td>50人以下</td><td>130</td><td>156</td></tr>
<tr><td>1千万円以下</td><td>50 人 超</td><td>120</td><td>144</td></tr>
<tr><td colspan="2">上記以外の法人等</td><td>50</td><td>60</td></tr>
</table>

※制限税率は標準税率の1．2倍
※本市の適用税率＝制限税率

・ 法人税割
（例第23条:法第314条の4）

<table>
<tr><th>事業年度の開始日</th><th>標準税率</th><th>制限税率</th></tr>
<tr><td>令和元年
10月1日以降</td><td>6.0/100</td><td>8.4/100</td></tr>
<tr><td>平成26年
10月1日以降</td><td>9.7/100</td><td>12.1/100</td></tr>
<tr><td>平成26年
9月30日以前</td><td>12.3/100</td><td>14.7/100</td></tr>
</table>

※本市の適用税率＝制限税率

</td>
<td>

・確定申告

事業年度終了日の翌日
から２ヶ月以内

・中間申告

仮決算に基づくもの

事業年度開始日より６ヶ月を
経過した日から２ヶ月以内

・予定申告

前事業年度の法人税割に
基づくもの

事業年度開始日より６ヶ月を
経過した日から２ヶ月以内

（例第45条
：法第３２１条の８）

</td>
<td>申告期限に同じ</td>
</tr>
</table>

税　　目	種別	納　税　義　務　者
固定資産税	土　　地 家　　屋 償却資産	・ 1月1日現在において市内に固定資産(土地、家屋、償却資産)を有するもの (例第61条、第74条:法第343条、第359条) 免税点 { 土　地　30万円(一納税義務者当りの課税標準額) 家　屋　20万円(　〃　) 償却資産　150万円(　〃　) (例第70条:法第351条)
軽自動車税	原動機付自転車 軽自動車 小型特殊自動車 2輪の小型自動車	・ 4月1日現在、市内に主たる定置場所がある原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者 (例第86条、第89条:法第443条、第463条の16)

課税標準及び税率

・ 課税標準額

土地又は家屋

…原則として基準年度の賦課期日における価格

償却資産

…賦課期日における価格

（例第68条:法第349条、第349条の2）

・ 税　率

標準税率　……$\frac{1.4}{100}$

※本市の適用税率＝標準税率

（例第69条:法第350条）

・ 令和4年度又は令和5年度における土地の価格の特例

（例附則第9条の2:法附則第17条の2）

・ 宅地等及び農地の負担調整率

（例附則第10条、第11条、第11条の2:法附則第18条、第18条の3、第19条）

1　原動機付自転車、小型特殊自動車、２輪の軽自動車及び２輪の小型自動車

区　分		年税額
原付一種（一般）（排気量が50cc以下のもの（ミニカー除く））		2,000円
原付一種（新基準）（総排気量が50ccを超え125cc以下かつ最高出力4.0キロワット以下）		2,000円
原付一種（特定小型）（長さ190cm以下　幅60cm以下　定格出力0.6キロワット以下等）		2,000円
原付二種（乙）（総排気量が50ccを超え90cc以下のもの）		2,000円
原付二種（甲）（総排気量が90ccを超え125cc以下のもの）		2,400円
ミニカー（３輪以上で総排気量が20ccを超え50cc以下のもの）		3,700円
２輪の軽自動車（総排気量が125ccを超え250cc以下のもの）		3,600円
２輪の小型自動車（総排気量が250ccを超えるもの）		6,000円
小型特殊自動車	農耕用	2,400円
	その他	5,900円

2　３輪以上の軽自動車

区　分			税率(年税額) 平成27年3月31日までに最初の新規検査をした車両	平成27年4月1日以降に最初の新規検査をした車両	最初の新規検査から13年を経過した車両(経年重課)
３輪(排気量660cc以下)			3,100円	3,900円	4,600円
４輪（排気量660cc以下）	乗用	営業用	5,500円	6,900円	8,200円
		自家用	7,200円	10,800円	12,900円
	貨物	営業用	3,000円	3,800円	4,500円
		自家用	4,000円	5,000円	6,000円

3　３輪以上の軽自動車（グリーン化特例）

区　分			税率（年税額） 約５０％軽減	約７５％軽減
３輪(排気量660cc以下)				1,000円
４輪（排気量660cc以下）	乗用	営業用	3,500円	1,800円
		自家用		2,700円
	貨物	営業用		1,000円
		自家用		1,300円

（例第88条:法第463条の15）

申告期限

・ 償却資産

1月31日

（法第383条）

・ 取得申告

所有者等となった日から15日以内

・ 廃車申告

所有者等でなくなった日から30日以内

（例第92条:法第463条の19）

納期

第1期

5月1日～5月末日

第2期

7月1日～7月末日

第3期

9月1日～9月末日

第4期

11月1日～11月末日

（例第75条:法第362条）

5月11日～5月末日

（例第89条:法第463条の17）

税　　目	種 別	納　税　義　務　者
市たばこ税		・たばこの卸売販売業者等 （例第97条の2:法第465条）
特別土地保有税		※平成15年度から当分の間、新たな課税の停止 （例附則第13条の2）
入湯税		・鉱泉浴場の入湯客 （例第138条:法第701条）
都市計画税	土地・家屋	・市街化区域内に所在する土地家屋の所有者 （例第134条:法第343条、第702条）
国有資産等所在市町村交付金	国，地方公共団体所有の固定資産で貸付資産等	・交付金:国又は地方公共団体 （対象:国、地方公共団体所有の固定資産で貸付資産等） （国有資産等所在市町村交付金法）

課 税 標 準 及 び 税 率	申告期限	納期
・ 売渡等の本数 1，000本につき6，552円 （例第99条:法第468条）	・ 申告納付 毎月の販売分を 翌月末日まで （例第102条 :法第473条）	申告の期限
・宿泊するもの　1人1泊につき150円 （例第140条:法第701条の2）	翌月15日まで （例第142条 :法第701条の4）	申告期限に同じ
・ 課税標準……固定資産税と同じ 制限税率…… 0．3／100 本市の適用税率 0．25／100 （例第135条:法第702条の4） ・ 宅地等及び農地の負担調整率 （例附則第22条～第26条の4:法附則第25条、第25条の3、第26条、第27条、第27条の2）		固定資産税と同じ
算定基準額の1．4％ （注） 法では特別の定めのあるものを除き算定基準額は次のとおりである。 ・ 交付金については前年の3月31日現在において財産台帳に記載された価格による。		交付金交付期限 6月30日

2. 個人市県民税の所得控除

内容＼年度		令和4年度(3年分)	令和5年度(4年分)
所得控除	雑損控除	災害、盗難又は横領によって生活用資産などに損害を受けたとき 【 損失額－補てん金(火災保険など)＝差引損失額】 ①差引損失額－(総所得金額等の合計額×10%) ②差引損失額のうち災害関連支出の金額－50,000円 ①、②のいずれか多い方の金額	同　左
	医療費控除	医療費－保険金等で補填される金額＝差引支払額 差引支払額－(総所得金額等の合計額×5%、ただし、所得が200万円以上の場合は10万円)＝控除額 【最高限度額＝200万円】	同　左
	医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)	特定一般用医薬品等(スイッチOTC医薬品)購入費を支払ったとき 購入費－保険金等で補填される金額－12,000円 【最高限度額＝88,000円】　※医療費控除との併用不可 健康の保持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組を行う必要あり	同　左
	社会保険料控除	1年中に支払った健康保険、厚生年金、雇用保険、国民年金等の掛金の全額	同　左
	小規模企業共済等掛金控除	1年中に支払った小規模企業共済契約に基づく掛金や、都道府県が行う心身障害者扶養共済の掛金などの全額　※本人名義のみ	同　左
	生命保険料控除	【新契約(H24.1.1以後締結)】 12,000円以下　・・・支払った全額 12,000円超　32,000円以下・・・支払額÷2＋ 6,000円 32,000円超　56,000円以下・・・支払額÷4＋14,000円 56,000円超　・・・28,000円 【旧契約(H23.12.31以前締結)】 15,000円以下　・・・支払った全額 15,000円超　40,000円以下・・・支払額÷2＋ 7,500円 40,000円超　70,000円以下・・・支払額÷4＋17,500円 70,000円超　・・・35,000円 ※新契約、旧契約両方でも申告の場合は限度額は28,000円	同　左
	地震保険料控除	※①＋②＝最高額 25,000円 ①地震保険 支払額が 50,000円以下……支払った全額÷2 50,000円を超える場合……25,000円 ②旧長期損害保険(10年以上かつ返戻金あり、H18末までに契約) 支払額が 5,000円以下……支払った全額 5,000円を超え15,000円以下…支払額÷2＋2,500円 15,000円を超える場合……10,000円	同　左
	寄附金控除	税額控除へ変更	同　左
	障害者控除等	障害者，寡婦，勤労学生，寡夫……26万円 ただし、特別障害者…30万円、特別寡婦…30万円 ※同居の特別障害者の場合・・・1人につき23万円を上乗せ	同　左
	配偶者控除	納税義務者の合計所得金額に応じ 配偶者控除(一般)……33万円から11万円 老人控除対象配偶者(70歳以上)……38万円から13万円	同　左
	配偶者特別控除	配偶者の所得及び納税義務者の合計所得金額に応じ 33万円から1万円の範囲 ただし、配偶者控除適用者は除く	同　左
	扶養控除	【70歳以上】 老人扶養親族(70歳以上)……38万円 同居老親等(本人又は配偶者の父母などの直系尊属) ……45万円 【70歳未満】 扶養親族(16歳以上で、老人、特定扶養以外)・・・33万円 特定扶養親族(19歳以上23歳未満)……45万円	同　左
	基礎控除	納税義務者の合計所得金額に応じ 43万円、29万円、15万円、適用なし	同　左

令和6年度(5年分)	令和7年度(6年分)	令和8年度(7年分)
同　　左	同　　左	同　　左
同　　左	同　　左	同　　左
同　　左	同　　左	同　　左
同　　左	同　　左	同　　左
同　　左	同　　左	同　　左
同　　左	同　　左	同　　左
同　　左	同　　左	同　　左
同　　左	同　　左	同　　左
同　　左	同　　左	同　　左
同　　左	同　　左	同　　左
同　　左	同　　左	同　　左
同　　左	同　　左	同　　左
同　　左	同　　左	同　　左

3. 個人市県民税の税額控除

<table>
<tr><th colspan="2">内容＼年度</th><th>令和4年度(3年分)</th><th>令和5年度(4年分)</th></tr>
<tr><td rowspan="5">税額控除</td><td>調整控除</td><td>合計課税所得金額が200万円以下の場合
a. 人的控除の差の合計額　b. 合計課税所得金額
aとb、どちらか少ない方の金額の5%
合計課税所得金額が200万円超の場合
a. 人的控除の差の合計額　b. 合計課税所得金額－200万円
a－b(5万円未満の場合は5万円)の5%
※a－bが5万円未満の場合は2,500円</td><td>同　　左</td></tr>
<tr><td>配当控除</td><td>課税所得金額
<table><tr><th colspan="2">課税総所得金額、譲渡所得等の合計額</th><th>市民税</th><th>県民税</th></tr><tr><td colspan="2">1,000万円以下の場合</td><td>1.6 %</td><td>1.2 %</td></tr><tr><td rowspan="2">1,000万円を超える場合</td><td>1,000万円以下の部分</td><td>1.6 %</td><td>1.2 %</td></tr><tr><td>1,000万円を超える部分</td><td>0.8 %</td><td>0.6 %</td></tr></table></td><td>同　　左</td></tr>
<tr><td>住宅借入金等
特別税額控除</td><td>前年分の所得税において平成24年から令和4年までの入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合
市県民税から控除すべき金額＝①住宅借入金等特別控除可能額－②住宅借入金等特別控除前の所得税額
→A.所得税の課税総所得金額、課税山林所得、課税退職所得の5%(97,500円を限度)を超えるときは当該金額(H26.3.31までに入居の場合)
→B.所得税の課税総所得金額、課税山林所得、課税退職所得の7%(136,500円を限度)を超えるときは当該金額(H26.4.1以降に入居の場合)※ただし特定取得(特別特定取得)、特例取得、特別特例取得の場合に限る。それ以外はAと同じ。

※特定の増改築等に係る住宅借入金等の金額を有する場合は、当該金額がなかったものとして計算した金額</td><td>前年分の所得税において平成25年から令和7年までの入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合
市県民税から控除すべき金額＝①住宅借入金等特別控除可能額－②住宅借入金等特別控除前の所得税額
→A.所得税の課税総所得金額、課税山林所得、課税退職所得の5%(97,500円を限度)を超えるときは当該金額(H26.3.31までに入居の場合)
→B.所得税の課税総所得金額、課税山林所得、課税退職所得の7%(136,500円を限度)を超えるときは当該金額(H26.4.1以降に入居の場合)※ただし特定取得(特別特定取得)、特例取得、特別特例取得の場合に限る。それ以外はAと同じ。

※特定の増改築等に係る住宅借入金等の金額を有する場合は、当該金額がなかったものとして計算した金額</td></tr>
<tr><td>寄附金税額控除</td><td>【対象となる寄附金】
①都道府県、市町村又は特別区（ふるさと納税）
②住所地の道府県共同募金会又は日本赤十字社の支部
③佐賀県又は佐賀市の条例で定めるもの
【控除額】
基本控除
①から③共通＝（寄附の合計額－2,000円）×市6%、県4%
→総所得金額等の30%を限度
特例控除
①の場合は上の金額に次の特例控除額を加算
特例控除額＝（①の金額－2,000円）×別に定める割合
×市3/5、県2/5
→調整控除後の所得割の２割を限度
→調整控除後の所得割の2割を限度

※ふるさと納税指定制度の創設により、令和元年6月1日以後に支出された指定対象外の団体への寄附は特例控除の対象外</td><td>同　　左</td></tr>
<tr><td>配当割額又は株式等譲渡所得割額</td><td>市民税:配当割額又は株式等譲渡所得割額の3/5
県民税:配当割額又は株式等譲渡所得割額の2/5</td><td>同　　左</td></tr>
</table>

令和6年度(5年分)	令和7年度(6年分)	令和8年度(7年分)
同　　左	同　　左	同　　左
同　　左	同　　左	同　　左
前年分の所得税において平成26年から令和7年までの入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合 　市県民税から控除すべき金額＝①住宅借入金等特別控除可能額－②住宅借入金等特別控除前の所得税額 →A.所得税の課税総所得金額、課税山林所得、課税退職所得の5%(97,500円を限度)を超えるときは当該金額 (H26.3.31までに入居の場合) →B.所得税の課税総所得金額、課税山林所得、課税退職所得の7%(136,500円を限度)を超えるときは当該金額 (H26.4.1以降に入居の場合)※ただし特定取得、特例取得、認定住宅等の場合に限る。それ以外はAと同じ。 ※特定の増改築等に係る住宅借入金等の金額を有する場合は、当該金額がなかったものとして計算した金額	同　　左	同　　左
同　　左	同　　左	同　　左
同　　左	同　　左	同　　左

4. 個人市県民税の税率表

(1) 市 民 税 (所得割)

・昭和55年度～59年度(昭和54年分～58年分)

課 税 標 準 額	税 率	累進控除
30 万円以下の金額	2.0 %	0 円
30 万円を超える金額	3.0	3,000
45 万円 〃	4.0	7,500
70 万円 〃	5.0	14,500
100 万円 〃	6.0	24,500
130 万円 〃	7.0	37,500
230 万円 〃	8.0	60,500
370 万円 〃	9.0	97,500
570 万円 〃	10.0	154,500
950 万円 〃	11.0	249,500
1,900 万円 〃	12.0	439,500
2,900 万円 〃	13.0	729,500
4,900 万円 〃	14.0	1,219,500

・昭和60年度～62年度(昭和59年分～61年分)

課 税 標 準 額	税 率	累進控除
20 万円以下の金額	2.5 %	0 円
20 万円を超える金額	3.0	1,000
45 万円 〃	4.0	5,500
70 万円 〃	5.0	12,500
95 万円 〃	6.0	22,000
120 万円 〃	7.0	34,000
220 万円 〃	8.0	56,000
370 万円 〃	9.0	93,000
570 万円 〃	10.0	150,000
950 万円 〃	11.0	245,000
1,900 万円 〃	12.0	435,000
2,900 万円 〃	13.0	725,000
4,900 万円 〃	14.0	1,215,000

・昭和63年度(昭和62年分)

課 税 標 準 額	税 率	累進控除
60 万円以下の金額	3 %	0 円
60 万円を超える金額	5	12,000
130 万円 〃	7	38,000
260 万円 〃	8	64,000
460 万円 〃	10	156,000
950 万円 〃	11	251,000
1,900 万円 〃	12	441,000

・平成元年度、2年度(昭和63年分、平成元年分)

課 税 標 準 額	税 率	累進控除
120 万円以下の金額	3 %	0 円
120 万円を超える金額	8	60,000
500 万円 〃	11	210,000

・平成3年度～6年度(平成2年分～5年分)

課 税 標 準 額	税 率	累進控除
160 万円以下の金額	3 %	0 円
160 万円を超える金額	8	80,000
550 万円 〃	11	245,000

・平成7年度、8年度(平成6年分、7年分)

課 税 標 準 額	税 率	累進控除
200 万円以下の金額	3 %	0 円
200 万円を超える金額	8	100,000
700 万円 〃	11	310,000

・平成9年度、10年度(平成8年分、9年分)

課 税 標 準 額	税 率	累進控除
200 万円以下の金額	3 %	0 円
200 万円を超える金額	8	100,000
700 万円 〃	12	380,000

・平成11年度～18年度(平成10年分～17年分)

課 税 標 準 額	税 率	累進控除
200 万円以下の金額	3 %	0 円
200 万円を超える金額	8	100,000
700 万円 〃	10	240,000

・平成19年度～(平成18年分～)

課 税 標 準 額	税 率
一律	6 %

(2) 県 民 税 (所得割)

・昭和55年度～62年度分(昭和54年分～61年分)

課 税 標 準 額	税 率	累進控除
150 万円以下の金額	2 %	0 円
150 万円を超える金額	4	30,000

・昭和63年度(昭和62年分)

課 税 標 準 額	税 率	累進控除
130 万円以下の金額	2 %	0 円
130 万円を超える金額	3	13,000
260 万円 〃	4	39,000

・平成元年度、2年度(昭和63年分、平成元年分)

課 税 標 準 額	税 率	累進控除
500 万円以下の金額	2 %	0 円
500 万円を超える金額	4	100,000

・平成3年度～6年度(平成2年分～5年分)

課 税 標 準 額	税 率	累進控除
550 万円以下の金額	2 %	0 円
550 万円を超える金額	4	110,000

・平成7年度、8年度(平成6年分、7年分)

課 税 標 準 額	税 率	累進控除
700 万円以下の金額	2 %	0 円
700 万円を超える金額	4	140,000

・平成9年度～18年度(平成8年分～17年分)

課 税 標 準 額	税 率	累進控除
700 万円以下の金額	2 %	0 円
700 万円を超える金額	3	70,000

・平成19年度～(平成18年分～)

課 税 標 準 額	税 率
一律	4 %

(3) 均等割額

年 度	市 民 税	県 民 税
昭和54年度	1,200 円	300 円
昭和55年度～59年度	1,500	500
昭和60年度～平成7年度	2,000	700
平成8年度～平成15年度	2,500	1,000
平成16年度～平成19年度	3,000	1,000
平成20年度～	3,000	1,500
平成26年度～	3,500	2,000
令和6年度～	3,000	1,500